

事業年度までの各事業年度において益金の額又は損金の額に算入した金額を控除して得た残額をいい、その繰延べ等に伴い当該外貨建資産等に係る先物外国為替契約等の内容が変更されたことにより、その円換算額に異動が生じたときは、異動後の円換算額に基づく再計算後の残額をいう。以下13の2－2－19において同じ。)を当該繰延事業年度開始の日から当該外貨建資産等に係る債権債務の繰延べ等後の支払の日までの期間の月数又は日数で除し、これに当該事業年度の月数又は日数を乗じて計算した金額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入する。

(注)1 当該事業年度が当該外貨建資産等に係る債権債務の支払の日を含む事業年度である場合には、当該為替予約差額の残額から当該事業年度の前事業年度(繰延事業年度以後の事業年度に限る。)までの間に益金の額又は損金の額に算入した金額を控除して得た金額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入することに留意する。

2 月数又は日数は、暦に従って計算し、月数につき1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

3 外貨建資産等に係る債権債務の支払の日又は当該外貨建資産等に係る先物外国為替契約等の履行の日につき繰延べ等が行われたことに伴い、当該外貨建資産等に係る円換算額が確定しないこととなった場合には、13の2－2－17の取扱いによる。

事業年度において益金の額又は損金の額に算入した金額を控除して得た残額をいい、その繰延べ等に伴い当該長期外貨建債権債務に係る先物外国為替契約の内容が変更されたことにより、その円換算額に異動が生じたときは、異動後の円換算額に基づく残額をいう。以下13の2－1－25において同じ。)を当該繰延事業年度開始の日から当該長期外貨建債権債務の繰延べ等後の支払の日までの期間の月数又は日数で除し、これに当該事業年度の月数又は日数を乗じて計算した金額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入するものとする。

(注)1 当該事業年度が当該長期外貨建債権債務の支払の日を含む事業年度である場合には、当該為替予約差額の残額から当該事業年度の前事業年度(繰延事業年度以後の事業年度に限る。)までの間に益金の額又は損金の額に算入した金額を控除して得た金額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入することに留意する。

2 月数又は日数は、暦に従って計算し、月数につき1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

3 長期外貨建債権債務の支払の日又は当該長期外貨建債権債務に係る先物外国為替契約の履行の日につき繰延べ等が行われたことに伴い、当該長期外貨建債権債務に係る円換算額が確定しないこととなった場合には、13の2－1－23の取扱いによる。

二十一 外貨建取引に係る会計処理等

改 正 後	改 正 前
(廃止) (廃止)	<u>第2節 外貨建取引に係る会計処理等</u> <u>(収益、費用等の換算)</u> <u>13の2－2－1 外貨建ての取引に係る売上金額その他の収入金額又は仕入金</u>

改 正 後	改 正 前
	<p>額その他の費用の額の円換算は、法人がこれらの額として計上する日の電信売買相場の仲値によるものとする。ただし、継続適用を条件として、売上金額その他の収入金額についてはその計上する日の電信買相場により、仕入金額その他の費用の額についてはその計上する日の電信売相場によることができる。</p> <p>(注)1 この場合の電信売買相場の仲値、電信買相場又は電信売相場は、継続適用を条件として、次のいずれかによることができる。</p> <p>(1) 取引日の属する月若しくは週の前月若しくは前週の末日又は当月若しくは当週の初日の電信買相場若しくは電信売相場又はこれらの仲値</p> <p>(2) 取引日の属する月の前月又は前週の平均相場のように1月以内の一定期間における電信売買相場の仲値、電信買相場又は電信売相場の平均値</p> <p>2 取引価額は外国通貨で表示されているがその支払が本邦通貨により行われることとされている取引等は、ここでいう外貨建ての取引には該当しないが、これらの取引に係る売上金額その他の収入金額又は仕入金額その他の費用の額として計上すべき金額についても、外貨建ての取引に係る収入金額又は費用の額の円換算の例に準じて見積ることができるものとする。この場合において、その見積額と当該取引に係る債権債務の実際の決済額との間に差額が生ずるときは、その差額は、13の2-2-11により益金の額又は損金の額に算入される部分の金額を除き、当該債権債務の決済をした日（同日前にその決済額が確定する場合には、その確定した日）の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。</p>
(廃止)	<p>(先物外国為替契約がある場合の収益、費用等の換算)</p> <p>13の2-2-2 外貨建ての取引に係る売上金額その他の収入金額又は仕入金</p>

額その他の費用の額につき円換算を行う場合において、当該収入金額又は費用の額に係る本邦通貨の額がその計上を行うべき日までに先物外国為替契約により確定しているときは、その収入金額又は費用の額については、13の2-2-1にかかわらず、その確定している本邦通貨の額をもってその円換算額とすることができます。この場合において、その収入金額又は費用の額が先物外国為替契約により確定しているかどうかは、原則として個々の取引ごとに判定するのであるが、外貨建取引の決済約定の状況に応じ月別決済見込額等の全部又は一部について包括的に先物外国為替契約を締結してその予約額の全部又は一部を個々の取引に合理的な基準により振り当てているときは、これを認める。

(廃止)

(転換期間満了前の自社発行の転換社債の換算)

13の2-2-3 転換期間満了前の自社発行の転換社債（償還日が当該事業年度終了の日の翌日から1年以内に到来するものに限る。）の転換価格が、当該事業年度終了の時に、その転換の対象となる株式の相場を大きく上回り、転換請求の可能性がないと認められる場合において、当該転換社債の円換算を短期外貨建債務の例に準じて行っているときは、これを認める。

(廃止)

(前渡金等の振替え)

13の2-2-4 13の2-2-1により円換算を行う場合において、その取引に関して受け入れた前受金又は支払った前渡金があるときは、当該前受金又は前渡金に係る部分については13の2-2-1にかかわらず当該前受金又は前渡金の帳簿価額をもって収入金額又は費用の額等とし、改めてその計上日における為替相場による円換算を行わないものとする。

(廃止)

(延払基準の適用)

13の2-2-5 令第124条《延払基準の方法》の規定による延払基準の方法

改 正 後	改 正 前
	<p><u>を適用する長期割賦販売等の対価の一部につき前受金を受け入れている場合において、その対価の全額につき13の2－2－1により円換算を行い、これを基として延滞基準を適用しているときは、これを認める。この場合において、当該前受金の帳簿価額と当該前受金についての円換算額との差額に相当する金額は、当該長期割賦販売等に係る引渡し又は提供の日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。</u></p> <p><u>(長期割賦販売等に係る債権等につき換算差損益を計上した場合の未実現利益繰延額の修正)</u></p> <p><u>13の2－2－6 長期割賦販売等に該当する資産の販売等について債権総額を計上するとともにその未実現利益を繰延計上する経理を行っている法人が、当該資産の販売等に係る長期外貨建債権につき令第139条の3第2項《取得時換算法の特例》の規定により当該事業年度終了の時における為替相場による円換算を行った場合において、その円換算により換算差損益の額が生じたときは、当該繰延経理をした未実現利益の額を調整するものとする。</u></p> <p><u>(注) 長期割賦販売等に該当する資産の販売等に係る短期外貨建債権につき計上した換算差損益について、法人が継続して未実現利益の額を調整しないこととしているときは、これを認める。</u></p> <p><u>(海外支店等の資産等の換算の特例)</u></p> <p><u>13の2－2－7 法人が国外に支店等を有する場合において、当該支店等の外国通貨で表示されている財務諸表を本店の財務諸表に合併する場合における円換算額については、当該支店等の財務諸表項目のすべてについて当該事業年度終了の時における為替相場による円換算額を付すことができる。</u></p>
(廃止)	